

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1： 所定外労働を削減するための措置を実施する。

<対策>

平成27年4月～

労使協調した時間外労働削減に向けた取り組みを実施。

- ・ノー残業デーの実施徹底
- ・イントラネットやEメールを活用した時間外労働削減の意識啓蒙
- ・自己申告による勤務時間と客観的データとの照合調査を適宜実施することによる労働時間の適正把握
- ・長時間労働が顕著な組織あるいは個人に対する指導

目標2： 妊娠、出産から子育て期間中における、労働基準法、育児・介護休業法等の労働法上の留意点や、就業規則等で定められた社内諸制度をわかりやすく周知 周知

<対策>

平成27年4月～

社内報に母性保護・出産・育児に関する労働法上の留意点や各種支援制度の記事を記載し社内周知をはかる。